※本様式は保護者が記入し、すみやかに担任に提出してください。

小・中学校記入例

秦野市立　末広小学校　校長　あて

登校届（インフルエンザ）

1　児童生徒の氏名

3年　　3組　氏名　**秦野花子**

2　診断名　インフルエンザ（ A型 ・ B型 ・ 不明 ）←○で囲む

3　受診した医療機関名　**○×△クリニック**

4　受診した日　令和　**6**年**11**月**10**日

5　発症した日　令和　**6**年**11**月**10**日　※医療機関で確認してください。

6　出席停止期間（休んだ期間）

令和　**6**年**11**月**10日（木）**から令和　**6**年**11**月**16日（木）**

7　出席停止期間中の体調について

発症からの日数	0日目（発症日）	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
日　付	11／10	11／11	11／12	11／13	11／14	11／15	11／16	11／17	11／18
熱がさがった日に○印					○	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可能日	
熱がさがっても休まなければならない日	→								

インフルエンザの治療薬を使うと早く熱がさがることがありますが、感染力の強いウイルスは体の中に残ったままなので、解熱後2日（幼児は3日）たっていても、発症後5日たたないと登校・園することはできません。

発症後５日が経過し、かつ解熱後（平熱に戻り）２日（幼児にあっては３日）を経過し、体調が回復しましたので登校させます。

令和６年１１月１７日

保護者氏名　**秦野一郎**

【参考】インフルエンザ出席停止期間（お休みする期間）について

小・中学校の児童生徒については、インフルエンザを発症した日の次の日から5日を経過し、かつ解熱後（平熱に戻った日）から2日間経過するまでが登校停止期間となります。
（幼児については、解熱後3日間が経過するまでとなっており、基準が異なります。）

	発症日 0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目
	→ 熱がさがっても必ず休まなければならない期間										
例①	発症	解熱	休み 解熱後 1日目	休み 解熱後 2日目	休み 解熱後 3日目	休み 解熱後 4日目	登校日				
例②	発症	発熱	解熱	休み 解熱後 1日目	休み 解熱後 2日目	休み 解熱後 3日目	登校日				
例③	発症	発熱	発熱	解熱	休み 解熱後 1日目	休み 解熱後 2日目	登校日				
例④	発症	発熱	発熱	発熱	解熱	休み 解熱後 1日目	休み 解熱後 2日目	登校日			
例⑤	発症	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	休み 解熱後 1日目	休み 解熱後 2日目	登校日		
例⑥	発症	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	休み 解熱後 1日目	休み 解熱後 2日目	登校日	

※熱がさがって2日間たっていたとしても、発症した日の次の日から5日間は登校せず、自宅療養してください。

☆熱がさがって2日間たっていたとしても、発症した日の次の日から5日間は登校しないで、自宅で療養してください。（例①～③）
☆発症した次の日から5日間たっても熱がさがらない場合は、さがった次の日から2日間たつまでは登校しないで、自宅で療養してください。（例④～⑥のように熱がさがった日によって出席停止期間が延長されますのでご注意ください。）